

令和3年度 京都市立松ヶ崎小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第31条に基づき、さらに、国における検証及び「基本方針」の改定（平成29年3月）を受け、本校の基本的な方向、取組内容を見直し、策定するものである。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

学校では、「いじめ」の防止や早期発見に努めることは教職員の責務であり、万が一、いじめが発生した場合には迅速に対応し、一刻も早く被害児童の精神的・肉体的苦痛を取り除くことが肝要である。「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。そこで、全ての教職員が共通した認識の上に立って取組を進めていくために、いじめ防止等に関する基本方針を定めるものとする。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行う。

○松ヶ崎小学校の教職員は、以下の行動理念をもって子どもの教育を行う。

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という、一貫した強い信念をもちます。
- ・「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との意識をもち、子どもの小さなサインを見逃さず、子どもの声にしっかりと耳を傾け、真剣に受け止める姿勢をもちます。
- ・日頃から、子どもとのふれあいを大切にし、一人一人の児童が安心して活動できる居場所や信頼関係の構築に努めます。
- ・教職員は常に子どもの立場に立ち、共感的に寄り添い、組織的に対応します。
- ・学校や子どもの様子を積極的に家庭や地域に情報発信し、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

2 いじめ対策委員会

(1) 委員会名

松ヶ崎小学校いじめ対策委員会

(2) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・SC
当該児童生徒が在籍する学年主任および担任

(3) 開催時期

定例委員会…第3金曜日
全体交流会…いじめに関するアンケート実施後の職員会議
臨時委員会…適宜（いじめ問題発生に応じて招集）

(4) 児童生徒・保護者への周知方法

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「松ヶ崎小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・「松ヶ崎小学校いじめの防止等基本方針」を策定したとき又は変更したときは、学校のホームページ、学校だよりや学年・学級だより等で公表する。
- ・入学時・各年度の開始時に、児童・保護者・学校運営委員会等に、「松ヶ崎小学校いじめの防止等基本方針」やいじめ対策委員会の役割等を説明し、理解と協力を得るように努める。

(5) 委員会として取り組む内容

定例委員会

- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・各学年・クラスにおける問題等の情報共有並びに問題解決に向けての協議。
- ・各学年・クラスにおけるいじめ問題につながる課題の有無の確認。
- ・いじめの防止に向けた、道德の時間における指導内容の検討
- ・健全な人間関係の構築に向けた児童会などの活動の点検と改善策等の検討。
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

臨時委員会

- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・いじめの原因や背景となる要因の検証と、解消に向けての個別の指導や支援の方策の検討と関係教職員への提示
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・学校運営協議会召集の必要性の確認
（必要と認めたときは運営協議会理事会を招集）
- ・各関係機関との連携の必要性の確認と、その方法について。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・温かい人間関係に基づく学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・1時間の学習の目標を明確にし、児童がめあてをもって学習する授業を構成することにより、児童の主体的な学びをめざす。
- ・1時間の学習の中に小グループでの意見交流の場を設定し、どの子も自分の思いや考えを伝える場面を授業の中に取り入れる。
- ・指導者は1時間の学習の評価を的確に行うとともに、児童自身もめあてに沿った1時間の振り返りを行い、それらの評価を次時の学習に生かすようにする。

イ 道徳教育

- ・道徳的实践力を育むため、道徳教育全体計画をもとに学年ごとに別葉を作成し、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施を行う。
- ・「考え、議論する道徳」を基盤とした問題解決的、体験的学習を取り入れたいじめに関する道徳教育を推進する。
- ・人権学習において、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組の充実を図る。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習を計画的に実施する。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業

ウ 体験活動

- ・学校行事（体育科参観や学習発表会）を通して、人間関係づくりを行う。
- ・学年や学級の行事（学年発表や学級集会）を通して、仲間づくりを行う。
- ・宿泊学習や校外学習を通して、仲間づくりを行う。
- ・たてわり活動を通して、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・総合的な学習の時間のさまざまな体験を通して自尊感情を高める。

エ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・児童会が中心となって、あいさつ運動などに取り組み、人間関係づくりを進める。
- ・児童会が中心となり「1年生を迎える会」「6年生を送る会」や様々な児童集会を行うことで、集団の一員としての自覚を深め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・児童一人一人が、自分たち自身がいじめの解決の当事者であるとの自覚をもち、児童会において「いじめ」について考える機会を設ける。
- ・たてわり活動で、異学年の児童が同じグループで活動することにより、交友関係を広げる。また、6年生が遊びの内容を考えたり、児童会活動をリードしたりすることを通して、自己有用感・自己肯定感を高める。

- ・学級での係活動を創意工夫を凝らした活動にし、自己有用感や自己肯定感を高める。
- ・各学級で児童が計画した学級遊びを通して、仲間づくりを行う。
- ・低学年と高学年（１年と６年，２年と５年）の教室を同じ階に配置し、自然な形で異学年との交流をすることで、望ましい人間関係の育成を図る。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・５月に、「いじめ防止」をテーマにした朝会を行う。
- ・１２月に、「人権」をテーマにした朝会を行う。

カ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・学校評価におけるPDCAサイクルでの見直しを行う。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、職員会議等において全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめに関するアンケートを年２回（６・１１月）実施する。なお、４～６年生については、クラスマネジメントシートを年２回（７・１２月）実施する。
- ・学校評価の児童によるアンケートを年２回（６・１２月）実施する。

(イ) 教育相談の実施

「いじめに関するアンケート」「クラスマネジメントシート」実施後の相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

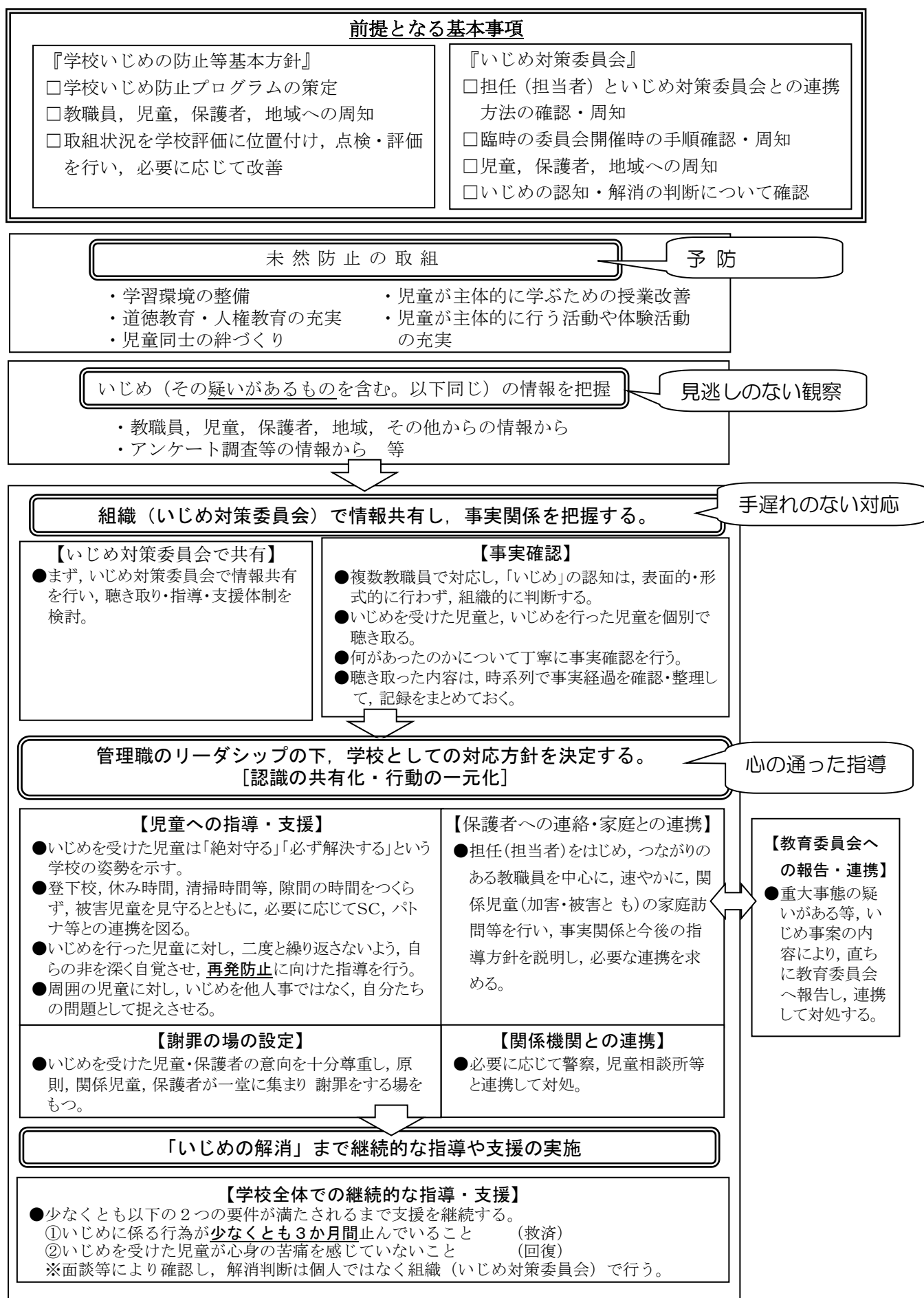
ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。特定の教職員が、いじめに関わる情報を抱え込むことのないように、学校組織としてその解決に当たる。

その際「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認、被害児童の支援や加害児童の指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

各教職員は、いじめに関わる情報を適切に記録しておく。学校組織として情報共有を行った後は、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。

イ いじめが発覚したときの対応



ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・教職員が具体的な事例に対応できるように急速に進化しているSNS（ソーシャルネット ワーキングサービス）について研修しておく。
- ・「非行防止教室」を通して、ネット社会の現状と課題についての学習機会を設ける。
- ・子どものケータイやスマートフォン、コンピュータ等の利用において家庭内で約束やルールを決めるなどの防止策をとるよう、機会あるごとに啓発する。
- ・京都市が行うサイバーパトロールを活用し、児童の実態に即して指導を行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発見時の適切な対策等に対し、校内研修の充実を図る。全ての教職員の共通理解を図るために、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

イ 研修の時期・内容等

- ・ 4月 松ヶ崎小学校いじめの防止等基本方針の共通理解と徹底
- ・ 5月 各学級の気にかかる児童の情報交換（全体）
- ・ 7月 学校評価やアンケートの結果を基にした研修
- ・ 8月 各学級の気にかかる児童の情報交換（低中高部会→全体）
- ・ 1月 各学級の気にかかる児童の情報交換（全体）
- ・ 1月 学校評価やアンケートの結果を基にした研修

4 保護者・地域・関係機関との連携

- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめ問題の重要性の認識を広める。
- ・家庭訪問や懇談等の場を活用し、保護者から家庭での児童の様子を聴き取るとともに、学校での様子を伝え、保護者、家庭と学校が情報を共有し、共同して児童の育成に対処する基盤を作る。
- ・より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校運営協議会やPTA、地域生徒指導連絡協議会などに積極的に情報を提供するなど連携を促進する。
- ・PTAとの連携のもと、いじめに関する研修や、スマートフォン、その他IT機器に関する研修等を行う。
- ・スクールカウンセラーやいじめ110番など、具体的な相談窓口をお知らせする。
- ・事案によっては、警察署少年係との連携を図り、被害児童の身の安全を最優先させるとともに児童相談所との連携も図り、被害児童・加害児童の精神的ケアを図る。
- ・スクールカウンセラーやSSWとの連携も普段から密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止及び早期発見，いじめに対する迅速かつ適切な対応のための取組を行い，重大事態に至ることのないよう全力を尽くすことが求められる。万一重大事態が発生した場合には，いじめ防止対策推進法を踏まえ，京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に，その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため，京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ，対処方法を共有して迅速に対処する。本校が調査主体となる場合には，いじめを受けた児童や保護者の意向を十分に踏まえ，いじめ対策委員会を調査主体として，児童への聴取や質問票のその他の適切な方法により，当該事態に係わる事実関係を明確にし，必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・京都市教育委員会への速やかな報告と相談，調査主体等の協議
- ＜重大事態は法において次のように定義される＞
- ① 生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
 - ② 相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
- 学校が調査主体の場合
- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
(学校いじめ対策委員会を母体として，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。)
 - ・調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
 - ・京都市教育委員会への調査結果の報告
 - ・調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進
- 京都市教育委員会が調査主体の場合
- ・京都市教育委員会の指示のもと，資料の提出など，調査への協力

6 年間計画（予定）

※新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう措置等を踏まえて、一部の予定を変更する場合があります。

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議の開催や教職員の資質能力向上のための校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発・関係機関との連携
4	- 職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有・年間計画と役割の明確化」 - いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 - 生徒指導研修会 「年間指導計画」「学校のきまり」 - 人権教育研修会	学級開き		- 入学式後保護者説明 - 学級懇談会① (1年間のめあて) - 家庭訪問週間（保護者の思いの共有）
5	- いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 - 生徒指導研修会 「気にかかる児童の共通理解」	1年生を迎える会 6年修学旅行 - たてわり活動 - 朝会（いじめ防止）		- 憲法月間（学校だよりで啓発） - 家庭訪問週間（保護者の思いの共有） - 授業参観② - 学級懇談会②
6	- いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート実施に向けて」 - 職員会議（「いじめに関するアンケート・教育相談結果の共有」） - 生徒指導研修会 「夏休みの暮らしについて」	たてわり活動	- 第1回いじめに関するアンケート実施（記名式） - 学年集約と共有 - 児童との面談 - 児童による学校評価	- 休日参観③ - 学校運営協議会で説明（学校経営方針・年間計画・いじめ防止基本方針の共有）
7	- いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果共有」 - 職員会議 「学校評価の結果・分析の共有」	- たてわり活動 - たてわりラリー	- 第1回クラスマネジメントシート実施（4～6年） - 学年集約と共有	個人懇談会①
8	- いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認」 - 生徒指導研修会 「気にかかる児童の変容・今後の			

	課題」「4月～7月のいじめ事 案の共有」「学級経営」			
9	・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」	・たてわり活動		・授業参観④ (夏休みの振り返りと 2学期の取組につい て)
10	・いじめ対策委員会⑦	・体育科参観 ・校外学習 ・5年山の家 ・たてわり活動 ・なかよし運動会		・自由参観⑤
11	・いじめ対策委員会⑧ 「人権月間の取組について」 ・生徒指導研修 「冬休みのくらしについて」 ・職員会議（「いじめに関するア ンケート・教育相談結果の共有」）	・学習発表会 ・校外学習 ・たてわり活動	・第2回いじめに関 するアンケート実施 (記名式) ・学年集約と共有 ・児童との面談	
12	・いじめ対策委員会⑨ 「9月～12月のいじめ事案の 共有」	・たてわり活動	・児童による学校評 価	・個人講話会②
1	・いじめ対策委員会⑩ 「クラスマネジメントシートの 結果共有」「9月～12月のいじ め事案の共有」 生徒指導研修会 「気にかかる児童の変容・今後の 課題」 ・職員会議 「学校評価の結果・分析の共有」	・朝会（人権に関わる 内容） ・読書週間の取組 ・非行防止教室 (2・5年)	・第2回クラスマネ ジメントシート実 施（4～6年） ・学年集約と共有	・授業参観⑥ ・学級懇談会③
2	・いじめ対策委員会⑪ 「人権月間の取組の振り返り」 ・職員会議 ・「学校評価の結果・分析の共有」	・給食週間の取組 ・たてわり活動	・教育相談週間	・新1年保護者説明会 ・授業参観⑦ ・学級懇談会④ (1年間のまとめ)
3	・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直 しと確認」・生徒指導研修会 「春休みのくらしについて」 ・職員会議 「次年度の基本方針の確認」	・6年生を送る会 ・町別集会 ・たてわり活動		・家庭教育講座 (新1年保護者)